

静岡県教育委員会訓令甲第 5 号

本 庁
各教育事務所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月17日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後																			
（決裁又は専決） 第 3 条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りではない。 (1) 本庁 <table><tr><th>決裁者等</th><th>決裁事項</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">理事（総括・新図書館担当）</td><td>(1)・(2) （略）</td></tr><tr><td><u>(3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u></td></tr><tr><td><u>(4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(5) （略）</u></td></tr></table>	決裁者等	決裁事項	（略）		理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) （略）	<u>(3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>	<u>(4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>		<u>(5) （略）</u>	（決裁又は専決） 第 3 条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りではない。 (1) 本庁 <table><tr><th>決裁者等</th><th>決裁事項</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">理事（総括・新図書館担当）</td><td>(1)・(2) （略）</td></tr><tr><td><u>(3) （略）</u></td></tr><tr><td><u>参事（政策管理担当）</u></td><td><u>(1) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u></td></tr></table>	決裁者等	決裁事項	（略）		理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) （略）	<u>(3) （略）</u>	<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>(1) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>
決裁者等	決裁事項																			
（略）																				
理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) （略）																			
	<u>(3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>																			
	<u>(4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>																			
	<u>(5) （略）</u>																			
決裁者等	決裁事項																			
（略）																				
理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) （略）																			
	<u>(3) （略）</u>																			
<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>(1) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（学校教育に関するものを除く。）。</u>																			

			<u>除く。）。。</u>
			<u>(2) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（学校教育に関することに除く。）。。</u>
参事（学校教育担当）	(略)	参事（学校教育担当）	(略)
(略)		(略)	
(2)・(3)	(略)	(2)・(3)	(略)
2～4	(略)	2～4	(略)
(代決)		(代決)	
第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。		第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。	
(1) 本庁		(1) 本庁	
決裁者等	代決者	決裁者等	代決者
(略)		(略)	
理事（総括・新図書館担当）	(略)	理事（総括・新図書館担当）	(略)
参事（学校教育担当）	(略)	<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>参事（政策管理担当）があらかじめ指定した者</u>
(略)		参事（学校教育担当）	(略)
(略)		(略)	
(2)・(3)	(略)	(2)・(3)	(略)
2	(略)	2	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この訓令甲は、令和7年10月20日から施行する。